ほうもんかいご じゅうょう じ こうせつ めい しょ 訪問介護サービス 重 要 事 項 説 明 書

あなた(またはあなたの家族)が利用しようと考えている訪問介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)」第8条の規定に基づき、訪問介護サービス提供契約締結に際して、事業者が予めない。

1 訪問介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	有限会社 システムケアつつみ
だいひょうしゃしめい 代表者氏名	とのしまりゃく ながい ゆういちろう 取締役 永井 祐一郎
はないでは、さいち本社所在地	大阪市平野区平野東3丁目6-15-103号
(連絡先)	TEL06-6794-8111 FAX06-6794-8002

2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

じぎょうしょ しょざいちなど (1)事業所の所在地等

事業所名称	有限会社 システムケアつつみ
かいご ほけん してい介護 保険 指定じぎょうしゃばんごう事業 者番号	************************************
ま業所所在地	た
連絡紫	TEL06-6794-8111 FAX06-6794-8002
そうだんたんとうしゃめい 相談担当者名	管理者・サービス提供責任者 堤 大輔
事業所の通常の	おおさかし
じぎょうじっし ちぃき 事業実施地域	大阪市 平野区・東住吉区

(2)事業の目的および運営方針

事業の目的

- 1. 事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。
- 2. 事業の実施に当たっては、必要な時に必要訪問介護の提供ができるよう努めるものとする。
- 3. 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状況の軽減若しくは悪化の防止または要介護状態となることの予防の向上に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 4. 事業の実施に当たっては、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 5. 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護 しえんじぎょうしょ ざいたくかいごしえん 支援事業所、在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業所、 保健医療サービスおよび福祉サービスを提供するものとの 連携に努めるものとする。
- 6. 前5項の他、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備および 運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生労働省令第3 7号)に定める内容に遵守し、事業を実施するものとする。

運営方針

(3)サービス提供可能な日と時間帯

えい ぎょう 営業	U 	fjつ きんようび ただ ねんまっねん L 月〜金曜日(但し、年末年始12/30〜1/3休み)	
えい ぎょう じ営 業 時		9:00~18:00	

(4)事業所窓口の営業日および営業時間

対常	_{ぎょう} 業	υ Π	lfつ きんようび ただ ねんまつねん し やす 月~金曜日(但し、年末年始12/30~1/3休み)
	業時	間	9:00~18:00

じぎょうしょ しょくいんたいせい (5)事業所の職員体制

	,, , , , , , ,		
じぎょうしょ かんりしゃ	つつみ +日	だいすけ ナまま	
事業所の管理者		大輔	

職 種	はない ない よう 職 務 内 容	じん 人	unh the sta
せービス提供責任者	ないよう せつめい そうだん サービス内容の説明・相談	常勤	が 3名
訪問介護職員	ていきょう じっし サービス 提 供 を実施	非常勤	7名以上
事務職員	しょるい きにゅう せいり 書類の記入や整理	常勤	າ 1名

でいきょう りょうきん リェラリょうりょうりょうりょう 提供するサービスの内容と料金および利用料について

(1)提供するサービスの内容について

サービスの種類	サービスの内容
りないかいごりない。身体介護	しょくじかいじょ にゅうょくかいじょ はいせつかいじょ 食事介助・入浴介助・排泄介助など
生活援助	かいもの ちょうり そうじ せんたく 買物・調理・掃除・洗濯など
しんたいせいかつ 身体生活	しんたいかいご ぜんご せいかつえんじょ ぉこなばぁい 身体介護の前後に生活援助を行う場合

ほうもんか いこ ※以下のサービスは、訪問介護サービスとしては提供できません。

- りようしゃいがい せんたく ちょうり かいもの ふとんほし ×利用者以外の洗濯・調理・買物・布団干・来客の応接など
- うえきはなき みず
- くさ うえきはなき みず て い げんかんざき そうじ せ ヤ ×草むしり、植木花木の水やり手入れ、玄関先の掃除、ペットの世話など おおそうじ まど ゆか
- ×大掃除、窓のガラスみがき、床のワックスがけなど

- しこうひん さけ こうにゅう X **嗜好品 (酒・夕バコなど) の購入**

(2) 提供するサービスの料金とその利用料について

りょうじょうだん わり ちゅうだん わり げだん わりふたんがく (利用料上段1割・中段2割・下段3割負担額) (特定事業所加算Ⅱ10%含む金額)

\boxtimes	提供時間	2 0	分未満	_	分以上 分未満	30	分以上計制未満	1 8	寺間以上 引 30 分未満
分	提供 時間帯	利用料	利用者 負担額	利用料	負担額 利用料	利用料	利用者負 担額	利用料	利用者 負担額
		1 000	199 円	0.000	298 円	4 707	474 円	C 000	694 円
身	昼 間	1, 990	398 円	2, 980	596 円	4, 737 円	948 円	6, 938	1, 388 円
体		円	597 円	円	894 円		1, 422 円	円	2, 082 円
介	日本一本即	2 400	249 円	2 726	374 円	5, 915	592 円	0 672	868 円
護	早朝・夜間	2, 490	498 円	3, 736	748 円	,	1, 183 円	8, 673	1, 735 円
	25%加算	円	747 円	円	1, 121 円	円	1, 775 円	円	2, 602 円
身体	本介護に引き	所要時間が 20 分から起算して 25 分を増すごとに、					80 円		
生活	5援助を行っ7	+800円(利用者負担額80円)。但し、2,401円				800	160 円		
			(利用者負	負担額 241 円)を限度とする。			円	240 円	
区	提供時間				分以上 }未満	45 /	分以上		
分	提供 時間帯			利用料	利用者 負担額	利用料	利用者負 担額		
生				0 100	219 円	0.001	270 円		
活	昼 間			2, 190	438 円	2, 691	539 円		
援				円	657 円	円	808 円		
助	日本土即			0 705	274 円	2 260	337 円		
-73	早朝·夜間 25%加算			2, 735 円	547 円	3, 369 円	674 円		
	20%0川昇			173	821 円	<u> </u>	1,011円		

- ◆初回加算 2,224円 1割負担(223円)・2割負担(445円)・3割負担(668円)
- ◆緊急時加算 1,112円 1割負担 (112円)・2割負担 (225円)・3割負担 (334円)
 - かいこしょくいんしょくうかいぜんかさん ※介護職員処遇改善加算として上記利用料に22.4%加算されます。
 - ※深夜の提供は行っておりません。
 - とくていじぎょうしょかさん ※特定事業所加算 II として 10%加算されます。

でいきょう じ かんすう じっさい ていきょうじかん とまたく ※提供時間数は、実際のサービス提供時間ではなく、居宅サービス 計画に定める時間数によるものとします。

でいきょう 提 供 じかんたいめい 時間帯名	^{そうちょう} 早朝	ひるま 昼間	ゃゕん 夜間	
時間帯	ごぜん じ 午前6時~ ごぜん じ 午前8時まで	でぜん 午前8時~ でで 午後6時まで	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	

A その他の夢田について

4 ての他の食用に	<u> </u>	
① 交通費	利用者の居宅が、 id は su に j つ j ひ じ っぴ は g の 実費を こ j つ j ひ の は g b い に j つ j ひ の は g b い	・うじょう じぎょう じっしちいきいがい 通常の事業の実施地域以外の まのだいこう まいきゅう まっぱ せいきゅう にっぱ せいきゅう は実費を請求いたします。
②キャンセル料	サービス 1時間前まで ^{n,h,b,s} ご連絡ない場合、及び ぶざい ばあい ご不在の場合	えん
※ただし、利用者の せいきゅう 請求いたしません。		の場合には、キャンセル 料 は
ていきょう	ひつよう	りようしゃ きゃくさま べっとふたん

③ サービス提供にあたり必要となる 利用者(お客様)の別途負担 りょうしゃ きょたく しょう でんき 利用者の居宅で使用する電気、ガス、 ずいどう ひょう 水道の費用

となります。

5 利用料、その他の費用の請求および支払い方法について

① 利用料、その	ア	りょうりょう 利用料、その他の費用はサービス提供ごとに
た の 費用 の		計算し、利用月ごとの合計金額により請求いた
せいきゅう 清 求		します。
5 T	1	請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15
		日までに利用者あてお届けします。
②利用料、その	ア	サービス提供の都度お渡しする利用者控えと
た 他 の 費用 の		内容を照合のうえ、請求月末までに、下記の
支払い		いずれかの方法によりお支払い下さい。

(ア)事業者指定口座への振り込み
(イ)現金支払い (ウ)ゆうちょ銀行自動払い込み
イ お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。

※利用料、その他の費用の支払いについて、支払い期日から2ヶ月以上 を表える。 遅延し、さらに支払いの督促から14日以内にお支払いがない場合に は、契約を解約した上で、未払い分をお支払いただくことになります。

たんとう 6 担当ヘルパーの変更をご希望される場合の相談窓口について

 できずだんたんとうしゃしめい
 つつみ
 だいすけ

 ア 相談担当者氏名
 堤
 大輔

ウ受付日および受付時間

プロー きんようび ただ ねんまっねん L 12/30~1/3休み)

9:00~18:00

※担当ヘルパーの変更に関しましては、ご利用者のご希望を尊重して 調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえ ない場合もありますことを予めご了承ください。

7 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者および その家族に関する 秘密 の 保持について 事業者および事業者の使用する者は、サービス ま業者および事業者の使用する者は、サービス 提供をする上で知り得た利用者およびその家族に 関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしませ ん。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後 も継続します。 ② 個人情報の 保護につい 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ないがでいた。 サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。事業者は、利用者およびその家族に関するません。事業者は、利用者およびその家族に関するを担め、事業者は、利用者およびその家族に関するを担からいては、「きょうしゃ」といきます。 またんじょうほう ないにないにようほう ないとします。 またんじょうほう をもって管理し、また処分の際にも知ります。

8 **緊急時の対応方法について**

サービス提供中に利用者に緊急の事態が発生した場合、利用者の

にゅじい れんらく
主治医にご連絡するとともに、予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医	りょうしゃ 利用者の主治医 しょぞく 所属 医療 機関 めいしょう 名 称	
医い	いまざいち 所在地 お よ び でんわばんごう 電話番号	
家族等	まんきゅう れんらくさき 緊急 連絡先 の かぞくなど 家族等	
等等	で (

9 訪問介護サービス内容の見積もりについて

- 〇契約締結後のサービス提供は、この内容に基づく「訪問介護計画」 をくせい うえ じっし を作成の上で実施しますが、状況の変化、意向の変動などにより、

ないようへんこう おこな 内容変更を 行 うことも可能です。

(1) サービス提供責任者(訪問介護計画作成者)

nhbらくさき (連絡先: 06-6794-8111)

(2) 提供予定の訪問介護の内容と料金

曜ょうび	訪問時間帯	区分・種類サービス	サー 内ない が 容 ジュラ ス	できょう う む 無いごほけん	料的	利料料
月						
火						
水						
木						
金						
土						
	1週あたりの利用料 (見積もり)合計額					

(3) その他の費用

①交通費の有無	(有・無)有の場合…事業所から片道5km未満の場合 O円
	事業所から片道5km以上の場合 300円
② キャンセル 料	でゅうよう じょうせつめいしょ きさい まさい まま 要事項説明書4-②記載のキャンセル 料 とな
	ります。
3光熱水費	利用者(お客様)の別途負担となります。

(4)1ヵ月あたりの利用者負担額(利用料とその他の費用の合計)のめやす

りょうしゃふたんがく 利用者負担額のめやす額

- ※ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払は、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。
- ※この見積もりの有効期限は、説明の日から 1ヵ月以内とします。

こうれいしゃぎゃくたいぼう し 10 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の 向上に努めます。
- ② 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ③ 従業者が支援に当たっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に発している。

11 事故発生時の対応

当事業所が利用者に対して行う訪問介護サービスの提供により事故 が発生した場合は、速やかに利用者の家族・市町村等に連絡を行うとと もに、必要な措置を講じます。また、当事業所が利用者に対して行った まうもんかいご 訪問介護サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、 そんがいばいしょう すみ 損害賠償を速やかに行います。

12 苦情処理の体制及び手順

苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談なたからうしてようきょうをとれています。相談なたからうして、状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡をおります。対応方法を含めた結果報告を調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告をおけるます。(時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡します。)

13 感染症について

事業者は契約有効期間中、インフルエンザ・ノロウイルスなど感染症と診断された利用者に対し、当該サービス提供を中止する場合があります。

14 サービス提供に関する相談、苦情について

じぎょうしょ まどぐち) 【事業所の窓口】	所在地	ままきかしひらのくひらのひがし ちょうめ 大阪市平野区平野 東 3丁目 6ー15ー103
(有)システムケアつつみ だいずけ 管理者 堤 大輔	でんわばんごう 電話番号 ばんごう FAX番号 うけつけじかん 受付時間	06-6794-8111 06-6794-8002 9:00~18:00
【市町村の窓口】 ひらのくやくしょほけんふくし 平野区役所保健福祉 センター介護保険係 (平野区内の方)	が が を が を が を が で が が で が で が で が で が で が で が が で が が が が ら で が が が が が が が が が が が が が	大阪市平野区背戸口3-8-19 06-4302-9859 06-6700-0190 9:00~17:30
②東住吉区役所 保健福祉センター 介護保険係 (東住吉区内の方)	でんかばん でんかばん 電話番が を FAX うけけ時間	大阪市東住吉区東田辺1-13-4 06-4399-9859 06-6629-4533 9:00~17:30
大阪市福祉局高齢者 しきくぶかいこほけんか 施策部介護保険課 してい しどう 指導グループ	しょざれ が在地 でルわばんごう 電話番号 FAX番号 うけっけじかり 受付時間	大阪市中央区船場中央 3-1-7-331 06-6241-6310 06-6241-6608 9:00~17:30
こうてきだんたい まどぐち) 【公的団体の窓口】 おおさかふこくみんけんこうほけん 大阪府国民健康保険 だんたいれんごうかい 団体連合会	でんわばんごう 電話番号 うけいかん 受付時間	大阪市中央区常磐町 1-3-8 06-6949-5418 9:00~17:00

15 重要事項説明の年月日

この 重要 事項 説明書の せつめいねんがっぴ 説明年月日	れいわ	^{ねん} 年	月	にち 日	

上記内容について、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)」第8条の規定に基づき、リメラしゃ せつめい おこな りょうしゃ せつめい おこな 利用者に説明を行いました。

	所在地	***** しいらのくひらのひがし ちょうめ 大阪市平野区平野 東 3丁目6-15-103号	
	ほうじんめい法人名	ゅうげんがいしゃ 有限会社 システムケアつつみ	
事業者	だいひょうしゃめい 代表者名	とのしまのやく ながい ゆういちろう 取締役 永井 祐一郎	iva ED
未者	じぎょうしょめい 事業所名	ゅうげんがいしゃ 有限会社 システムケアつつみ	
	説して	サービス提供責任者	ivá ED

じゅうようじこうせつめいしょ こうふ うえ ほうもんかいごじぎょうしゃ せつめい う どうい 重要事項説明書の交付の上、訪問介護事業者より説明を受け同意しました。

利用者	じゅう 住	所		
古者。	氏	ølv 名	ED	

ご 家 族	^{じゅう} 住	所	
族 <	少长	名	ЕД

